

## 阿賀野市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月24日

阿賀野市長 田 中 清 善

- 1 指定納付受託者の名称及び住所  
東京都千代田区紀尾井町1番3号  
P a y P a y 株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入  
キャッシュレス決済を利用して納付される以下の歳入  
住民票謄抄本、記載事項証明書、戸籍（原戸籍、戸籍の附票及び除籍含  
む）謄抄本、印鑑登録証明書、身分証明書、受理証明書、課税（所得）証明  
書、納税証明書、営業証明書及びその他資産税関係証明書の交付手数料並び  
に当該証明書発行に伴い納付が必要な複写機使用料の収納事務
- 3 指定納付受託者を指定した日  
令和5年8月21日
- 4 指定納付受託者が納付事務を行う期間  
令和5年9月1日から令和6年3月31日まで